

## 中期目標達成に向けた緊急対策について（案）

～医療機関（病院）と公共性の高い施設の実施率 100%に向けて～

### 1 医療機関（病院） [敷地内禁煙]

#### 【進まない理由】

- ・敷地外での喫煙により近隣の住民に迷惑をかけてしまうこと（近くの公園、通学路、バス停、コンビニなど）
- ・トイレなどで隠れて喫煙されることへの不安があること（火の不始末）
- ・足の悪い患者などへの配慮が必要であること（敷地外に喫煙のための移動が大変であることや転倒や交通事故等の安全面の心配）
- ・職員の就業規則順守が必要であること（勤務時間内に院外外出を禁止している）

#### 【これまでの取組み】

- ・県（各保健所）が、医療監視実施にあわせて、取組みの実施を求めてきた。

#### 【緊急対策】

- ① 県（健康長寿推進課・各保健所）が、病院管理者を訪問し、早急な対策実施の要請を行う。
- ② 県医師会、県歯科医師会、県薬剤師会、県看護協会、県保健師長会が、従業員の労働安全衛生管理の徹底の観点から、病院管理者に対し、早急な対策実施を求める要請を行う。

### 2 公共性の高い施設 [敷地内禁煙又は建物内禁煙]

#### (1) 市町村管理施設

##### 【進まない理由】

- ・屋外の喫煙場所の整備に時間を要すること
- ・（福祉施設）利用者の喫煙場所への移動や、火の不始末に不安があること

##### 【これまでの取組み】

- ・県（各保健所）が、対策実施状況確認及び取組みの実施を求めてきた。
- ・県市長会及び県町村会が、対策実施状況確認及び取組みの実施を求めてきた。
- ・県（健康長寿推進課）が、実施状況調査、受動喫煙防止対策を講じた市町村名の公表を通して、取組みの実施を求めてきた。

##### 【緊急対策】

- 県市長会及び県町村会が、未実施市町村に対し、早急な対策実施を求める要請を行う。

## (2) 社会福祉施設

### 【進まない理由】

- ・屋外の喫煙場所の整備に時間を要すること
- ・利用者の喫煙場所への移動や、喫煙者の火の不始末に不安があること

### 【これまでの取組み】

- ・県（各保健所）が、個別訪問等により取組みの実施を求めてきた。
- ・県（健康長寿推進課）が、実施状況調査を通して、取組みの実施を求めてきた。

### 【緊急対策】

- ① 県（健康長寿推進課・障害福祉課・各保健所）が、未実施施設を運営する社会福祉法人を訪問等し、早急な対策実施の要請を行う。
- ② 県（健康長寿推進課・障害福祉課）が、入居者の健康管理および従業員の労働安全衛生管理の徹底の観点から、県老人福祉施設協議会、県老人保健施設協会などの関係団体に対し、早期の対策実施に向けた傘下会員への働きかけの要請を行う。

## (3) 金融機関等

### 【進まない理由】

- ・喫煙室を設けるスペースがないこと
- ・喫煙室を設けるために費用がかかること
- ・お客様からの要望がないこと

### 【これまでの取組み】

- ・県（各保健所）が、個別訪問等により取組みの実施を求めてきた。
- ・県（健康長寿推進課）が、実施状況調査を通して、取組みの実施を求めてきた。

### 【緊急対策】

- ① 県（健康長寿推進課等）が、当該金融機関等を訪問等し、早急に対策を実施するよう要請を行う。
- ② 県（健康長寿推進課）が、利用者の健康管理および従業員の労働安全衛生管理の徹底の観点から、県銀行協会などの関係団体に対し、早期の対策実施に向けた傘下会員への働きかけの要請を行う。

## (4) 公衆浴場

### 【進まない理由】

- ・喫煙室を設けるスペースがないこと
- ・喫煙は個人の嗜好の問題であると考えていること

### 【これまでの取組み】

- ・県（各保健所）が、個別訪問等により取組みの実施を求めてきた。
- ・県（健康長寿推進課）が、実施状況調査を通して、取組の実施を求めてきた。

**【緊急対策】**

- ・ 県（各保健所）が、当該施設を訪問等し、早急に対策を実施するよう要請を行う。
- ・ 県（各保健所）が、利用者の健康管理および従業員の労働安全衛生管理の徹底の観点から、未実施施設に対して、早急に対策を実施するよう要請を行う。